

平成29年度決算 都市計画税の使途

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（街路事業、公園整備事業等）や土地区画整理事業に要する経費に充てるための目的税として課税しています。

（単位：千円）

事 業 名	事 業 費	一般財源	うち都市計画税
街路整備事業	51,501	25,749	976,666
連続立体交差事業	216,071	20,225	
公園整備事業	45,374	9,796	
下水道整備事業	216,470	183,471	
地方債償還	2,175,257	2,151,090	
合 計	2,704,673	2,390,331	976,666

※都市計画税は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

なお、今回掲載分より事業費の集計方法を一部変更いたしました。